

民事確定判決による賃金相当額の支払いとバックペイ命令の適法性

【文献種別】 判決／広島高等裁判所

【裁判年月日】 平成26年9月10日

【事件番号】 平成25年(行コ)第26号

【事件名】 不当労働行為救済命令一部取消請求控訴事件(広島県・県労委(平成タクシー)事件)

【裁判結果】 一部認容(原判決一部取消)、一部棄却

【参照法令】 労働組合法7条・27条の12

【掲載誌】 労判1120号52頁、別冊中労1472号48頁

LEX/DB 文献番号 25540008

事実の概要

1 (1) タクシー運送事業を営むX社(一審原告、二審控訴人兼被控訴人)の従業員A₁～A₇を含む23名は、平成22年7月17日にZ組合(一審補助参加人)の分会(以下「本件分会」という)を結成した。BはX社の代表取締役であり、Cは統括管理部長である。

2 (1) 平成22年8月18日と10月17日、本件分会は、社外の待機所等でX社を批判するビラを配布した。X社は、同年11月4日、A₁らに対して、乗務停止処分等の懲戒処分を行う(以下「本件懲戒処分」という)などした。

(2) 平成22年12月3日、本件分会の組合員とCは話し合いを行い、その際、Cは、組合活動を批判する内容の文書(以下「本件文書」という)を配布して、読み上げた。

(3) 平成23年1月15日、Bは、A₁に対し、制帽不着用を理由として、始末書の提出を要求し、始末書の提出まで乗務させないなどとして、A₁の乗務を拒否し、それ以降の給与は支払われていない。平成23年1月4日、Bは、A₃に対しBからの借金が返済されるまで乗務を拒否すると伝え、それ以降、A₃は会社に出勤せず、給与も支払われていない。

(4) 同年2月7日、Z組合は、広島県労委に不当労働行為救済の申立をした(以下「本件事件」という)。X社は、A₁とA₃に対し、同月17日、3月24日、5月2日に出勤を求める通知を送付したが、A₁とA₃は出勤しなかった。広島県労委はZ組合とX社に勧告を行い(労委規則40条)、同年5月11日に、X社(C)とZ組合(A₁、A₃ら

の団交が設定されたが、結局、Z組合が応じず、団交は行われなかった。A₁は平成23年9月29日に、A₃は本件事件の審理終結から後述の本件救済命令発令日までにそれぞれ退職した。

3 (1) 広島県労委は、平成24年4月3日付で、(i)本件懲戒処分(労組法7条1号、3号)、(ii)本件文書の配布等(3号)、(iii)A₁とA₃の乗務拒否(1号、3号)が不当労働行為に当たると判断し、①本件懲戒処分を取り消し、この処分によって被ったA₁らの不利益相当分の賃金を支払うこと(以下「本件BP1」という)、②X社は、Z組合に対し、不利益取扱いや支配介入を行ってはならないこと、③前記2(3)の乗務拒否によってA₁とA₃が被った不利益相当分の給与相当額等を支払うこと(A₁について平成23年1月15日から、A₃について同年1月4日から、同年5月11日までの期間(以下「本件BP2」という)、及びA₃について、平成24年4月4日以降乗務できるまでの期間(以下「本件BP3」という))、④ポスト・ノーティスを命じる救済命令を発した(以下「本件救済命令」という)。

(2) X社は、平成24年5月23日、広島地裁に本件救済命令の取消を求めて提訴した。

(3) A₁らは、X社に対して、本件懲戒処分がなければ得られたはずの給与相当額等の支払い等を求めて、広島地裁に提訴した。平成24年8月1日に一審判決が、平成25年3月26日に控訴審判決(以下「別件民訴」という)が言い渡され、A₁らが請求する給与相当額を一部認容し、確定した。X社は、本件救済命令を争う一方、平成25年3月29日までに、別件民訴で命じられた金額を全額支払った。本件救済命令における不利益相当分の給与相当額の算定方法は、別件民訴のそ

れとは、平成22年9月・10月の無事故手当の扱い、処分日数の計算方法、無線配車停止処分の日の損害額算出方法等に差異があった。

(4) 原審(広島地判平25・9・4 労判1120号69頁)は、(i)～(iii)の不当労働行為該当性を認めた上で、本件BP1につき、「別件民訴によりX社に支払が命じられた……債務と法的性質は同じものであるが、……本件救済命令は、本件懲戒処分と因果関係が認められない損害をも含めてX社にその支払を命じるなど、結果的には、別件民訴により既判力をもって実体的に確定した……給与請求権の額を超えた支払を命じることとなって」おり、本件懲戒処分がなかった場合の「状態とはかい離した状態の実現を図るものとなっている」と判断し、また、本件BP3につき、「不利益相当分の給与相当額が、私法上も民法536条2項の危険負担の規定に基づき、A₁及びA₃がX社に対して失わないとされる給与相当額の支払請求権の範囲にない場合には」、「X社による乗務拒否がなかった場合のA₃の状態とかい離した状態の実現を図るものとなってしまい、不当労働行為救済制度の趣旨、目的に照らして、許容されない」と判断した。そして、①のうち、X社に対してA₁～A₆に対して支払うよう命じる部分のうち、別件民訴で確定した金員支払請求権で定まる額を超える金員の支払いを命じる部分(A₇は本件救済命令による計算額のほうが少額)、及び③のうち、A₃に対して、本件救済命令交付日の翌日以降の給与相当額を命じている部分を取り消すなどした。

(5) X社は、③の取消請求を棄却した部分について控訴を提起し、Y(広島県、一審被告、二審控訴人兼被控訴人)は取消請求を認容した部分を棄却することなどを求めて提訴した。

判決の要旨

Yの控訴認容、X社の控訴棄却。

1 (1) 労組法27条の「労働委員会の救済命令制度は、労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命ずる権限を委ねる趣旨に出たものであり、訴訟において救済命令の内容の適法性が争われる場合においても、裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が救済命令の趣旨、目的に照らして

是認められる範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではない」(第二鳩タクシー事件・最大判昭52・2・23民集31巻1号93頁)。

(2) 「救済命令の趣旨・目的は、使用者の不当労働行為により生じた事実上の状態を是正することにより、正常な集団的労使関係の迅速な回復、確保を図ることにあると解されるから、救済命令の内容は、私法的な意味での原状回復と同義とは解されず、私法上の権利関係に従った回復措置に限定されるものではない。ただ、救済内容が、実質的に私法上の権利義務の実現と共通する面を有する場合には、その救済の結果について私法上の権利義務との調整が可能であるか、そのかい離の程度が救済命令の目的からして許容される範囲内にある必要はあるというべきであって、調整不可能な上、そのかい離の程度が著しく、救済の目的を超える内容の救済命令は、裁量権の範囲を逸脱したものと評価される。」

2 (1) 事実の概要3(3)の差異について、「本件救済命令時において明らかとなっていた事情に基づく限り、本件BP1の元本額と別件民事確定判決で確定した金員支払請求権の元本額のかい離の程度は、救済命令の目的からして許容される範囲内にあるというべきである。……本件BP1を支払うよう命じる部分は、私法上の権利関係とかい離の程度が著しく、救済の目的を超えて裁量権の範囲を逸脱しているとは認められないから、違法性はない。」

(2) 本件BP2の終期については、処分行政庁の勧告に基づいて、「同年5月11日に団交を予定したにもかかわらず、同日、Z組合、A₁及びA₃が団交に応じなかったこと」を踏まえ、同日としたものである。「A₁については平成23年1月15日以降、A₃については同月4日以降の給与相当額について、民事上の給与請求権を行使できるものと考えられ」、本件BP2の「終期である同年5月11日まで、給与相当額を請求できると考えられる」から、「本件BP2と上記給与請求権の間に著しいかい離があるとは認められず、救済命令の発令に裁量権の逸脱の違法があるとも認められない。」

(3) 「命令交付の翌日以降のA₃の給与請求権の有無は、同時点でX社による帰責事由が消滅し

ていたか否かによって決せられる」が、X社が団交に応じる準備をしていたとしても、「積極的な乗務拒否の解消のための措置が取られたとまで認めることはできず、平成23年5月11日以降も、「X社の帰責事由が消滅したとまでいえない」。「本件BP3の支払期間を命令交付の翌日から同人が乗務できるまでの期間とすることは救済命令の目的に沿うものであり、そして、命令交付の翌日以降もA₃の給与請求権が認められる余地がないとはいえない」ので、「本件救済命令主文3項の内容は救済の目的を超えているとは認められず、本件BP3と上記給与請求権の間に著しいかい離もないから、本件救済命令主文3項の発令に裁量権の逸脱の違法があると認められない。」

3 「本件BP1の支払を命じた本件救済命令は、前記民事訴訟において確定した給与の支払請求権を超える部分においても、重複する部分においても、労働委員会の裁量の範囲内にあり違法とは認められない。」

判例の解説

一 本件バックペイの適法性の判断枠組

判決の要旨1(1)は、中間収入を控除しないバックペイ命令の適法性が争われた第二鳩タクシー事件最判を引用し、「裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が救済命令の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではない」とする。ただし、労働委員会の裁量の範囲（及びその違法性判断の具体的な基準）は、判例上、必ずしも明確ではなかった¹⁾。この点について、チェック・オフ協定が締結されない中で、会社に対して、組合費相当額を組合に支払うよう命じた救済命令の適法性が争われたネスレ日本（東京・島田）事件・最一小判平7・2・23（民集49巻2号281頁）において、「本件命令部分により作出される右状態は、不当労働行為がなかったのと同様の状態から著しくかけ離れるものであることが明らかであり、「救済命令によって作出される事実上の状態は必ずしも私法上の法律関係と一致する必要はなく、また、支払を命じられた金員の性質は控除された賃金そのものではないことはいうまでもない

が、本件命令部分によって作出される右のような事実上の状態は、私法的法律関係から著しくかけ離れるものであるのみならず、その実質において労働基準法24条1項の趣旨にも抵触すると評価され得る状態である」として、救済命令を違法と判断したものがある。

判決の要旨1(2)は救済命令の内容は、「私法上の権利関係に従った回復措置に限定されるものではない」が、それが「実質的に私法上の権利義務の実現と共通する面を有する場合には、その救済の結果について」、(ア)「私法上の権利義務との調整が可能である」か、(イ)「そのかい離の程度が救済命令の目的からして許容される範囲内にある」必要はあるとし、「調整不可能な上、そのかい離の程度が著しく、救済の目的を超える内容の救済命令は、裁量権の範囲を逸脱したものと評価される」との基準を立てている。このうち、(ア)については、ネスレ日本（東京・島田）事件最判でも示されていたものであるが、(イ)調整可能性の意味については、必ずしも明確ではない。ただし、本判決では、具体的に調整可能性が判断されておらず、おそらく、私法上の義務が金銭支払義務であり、公法上の義務も同様であることから、調整が可能と考えているものと解される。

二 本件各バックペイ命令の適法性

1 本件BP1

前掲第二鳩タクシー事件及びあけぼのタクシー事件・最一小判昭62・4・2（判時1243号126頁）では、中間収入を控除しない（私法上の救済を上回る金額を支払わせる）バックペイ命令について、原則として、労働委員会の裁量を尊重する立場から、その適法性を認める余地を示し、また、個人の救済だけでなく、組合活動一般に対する侵害も考慮すべきとしつつ、具体的判断においては、結論として、命令を違法と判断している。

本件BP1については、別件民訴の支払額と重複する部分とそれを超える部分があり、全体として、本件BP1の算定額は、別件民訴とは異なるが、その算定方法として、労働委員会の裁量を逸脱するような不合理な計算方法とはいえず、そのかい離の程度が許容される範囲内にあるとする本判決の判断は是認できる。そして、命令発令時点において救済命令の適法性が判断されることからすると、事後的に私法上の支払義務が履行されたこと

によって、重複する部分のバックペイ支払命令が当然に違法となるわけではない（判決の要旨3）。

2 本件 BP2

本件 BP2 については、本件 BP1 と異なり、別件民訴の対象ではなく、基本的に、広島県労委によるバックペイ命令のみであり、原判決・本判決ともに命令の適法性を認めている。争点はその終期であり、私法的法律関係から著しくかけ離れるもの（私法上の権利義務とのかけ離れの程度が著しいもの）か否かの判断において、私法上の権利義務を確定して比較する必要がある。X社は、A₁・A₃に対する乗務拒否があったとしても、平成23年2月17日の出勤を求める文書の送付により乗務拒否は解消されたとして、同日までと主張していたが、広島県労委は、A₁・A₃・Z組合が同年5月11日に設定された団交に応じなかったことなどを理由として、同日までのバックペイを命じる一方で、それ以降については命じていない。

判決の要旨2(2)では、A₁らは、平成23年1月4日ないし15日以降「民事上の給与請求権を行使できると考えられ」、少なくとも、本件 BP2「の終期である同年5月11日まで、給与相当額を請求できる」と判断している。この点、原判決は、民法536条2項に基づき、同日以降のX社の帰責事由を明確に否定しているが、本判決は、それ以降も、私法上の帰責事由は解消していないことを前提としている（判決の要旨2(3)）。これは、A₃の本件 BP3 に関する私法上の権利義務の判断において、本件命令以降のA₃の給与請求権を認める余地を残すための判断と考えられる。その意味で、広島県労委は、A₁・A₃が請求しうる私法上の給与請求権よりも、本件 BP2 の範囲を限定して命じており、本判決は、本件 BP2 と私法上の請求権との間に著しいかけ離れがあるとは認めず、違法性はないと判断していることになる。

3 本件 BP3

本件救済命令では、本件事件の審理終結時点でA₃が在職していた事実に基づき（ただし、発令時には退職していた）、A₃の乗務復帰を目的として、本件 BP3 を命じている。本件命令発令時の事実関係に基づけば、X社の帰責事由が消滅したと認めるに足りる事情はないことから、私法上も、なお民法536条2項に基づき乗務復帰までの給与

請求権を認める余地がある。そうすると、私法上の権利義務と本件 BP3 のかけ離れはあまりないことになり、本件 BP3 を違法と判断することは難しい。現実には、A₃は退職しているが、A₃の退職が不当労働行為に起因するものであるとすれば、正常な集団的労使関係秩序の回復・確保の観点から、A₃の原職復帰・乗務復帰を目的として、なお本件 BP3 は適法なものといえる。

三 おわりに

本判決は、公法上の義務を課す救済内容が、実質的に私法上の権利義務の実現と共通する面を有する場合には、その救済の結果について「私法上の権利義務との調整」を図ることを示唆している。特に、本件 BP1 における別件民訴の支払額と重複する部分について、事後的にどのように調整するかは難問である（本件 BP2・BP3 についても、別訴で民事訴訟が提起され、判決が確定した場合、同様の問題が生じうる）。労災保険給付と民事損害賠償のように、その性質が同じ場合には調整されるが（労基法84条2項）、公法上の義務を課す救済命令と私法上の権利義務関係との調整については明文規定もなく、個人的な救済のレベルでみると、二重取りの可能性もある。この点、本件救済命令でも、主文ではなく、その理由において（なお書きとして）、本件 BP1 の履行に当たっては、X社がA₁らに既に支払っている金員があれば、それをこの支払いに充当することができる旨が示されていた²⁾。

なお、本判決では、訴えの利益についても重要な争点となっているが、紙幅の都合で割愛した³⁾。また、本件の労使関係をめぐっては、Z組合に対するX社の支配介入行為が、不法行為に当たるとして、Z組合による民事訴訟も提起され、100万円の損害賠償と10万円の弁護士費用の請求が認容されている（平成タクシー（民事）事件・広島地判平26・10・30 公刊物未登載、LEX/DB 文献番号25505113）。

●—注

- 1) 大内伸哉「判批」ジュリ1485号4頁参照。
- 2) この点を指摘し、批判しているものとして、山本陽大「判批」季労250号162頁参照。
- 3) この点については、池田稔「判批」中労1195号20頁参照。